

介護職種 ミャンマー人材 受け入れガイドブック

介護職種ミャンマー人材を受け入れてみませんか？



介護職種ミャンマー人材受け入れガイドブック

はじめに

要介護人口が今後増加していくとともに、少子高齢化が進む日本では労働人口の減少が年々深刻化し人材採用が困難になっていくと予想されています。

そのような中で今、介護現場の担い手として外国人を採用する事業者が増えてきています。採用した事業者からは、外国人職員の向上心の高さから日本人職員のやる気に繋がっている、職員同士のコミュニケーションが増え現場の雰囲気明るくなったなどといった声が聞かれています。

「介護職種ミャンマー人材受け入れガイドブック」では、介護事業者の皆様に向けて、外国人介護士を雇用するための制度についての説明とミャンマー・ユニティが送り出す技能実習生および特定技能のミャンマー人材についてご紹介いたします。

第1章 外国人介護士の雇用について

- ① 外国人介護士の雇用制度概要
- ② 技能実習制度を活用した雇用について
- ③ 技能実習制度における主な要件
- ④ 特定技能1号を持つ外国人の雇用について
- ⑤ 特定技能外国人の基準
- ⑥ 在留資格「介護」制度について
- ⑦ EPAに基づく雇用制度について
- ⑧ 外国人介護士雇用制度の比較
- ⑨ 外国人介護士の雇用における注意点

第2章 ミャンマーの特徴

- ① ミャンマーの基本情報
- ② ミャンマー人介護士が注目される理由

第3章 ミャンマー・ユニティの特長

- ① ミャンマー・ユニティが選ばれる理由
- ② 面接前のスクリーニング
- ③ 介護技能実習生受け入れの流れ
- ④ UJLAC 日本語学校による日本語教育
- ⑤ UKWTC 介護学校による介護実技教育
- ⑥ 介護技能実習 教育カリキュラム
- ⑦ 訪問介護向け教育
- ⑧ 介護福祉士受験対策講座
- ⑨ 特定技能1号受け入れの流れ
- ⑩ ミャンマー・ユニティ活動紹介動画

第4章 介護福祉士養成のための留学について

- ① 厚生労働省が行う外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業について
- ② 「介護福祉士養成」のための奨学金プログラムの成功例

① 外国人介護士の雇用制度概要 (1/2)

外国人介護士は主に『技能実習』『特定技能1号』『在留資格「介護」』『EPA（経済連携協定）』の4つのいずれかの制度で雇用することができます。

各制度によって条件や雇用のしやすさなどが異なるため、各事業所にあった雇用制度を使って外国人介護士を雇用することになります。

	技能実習	特定技能1号	在留資格「介護」	EPA (経済連携協定)
介護福祉士の資格の有無	資格なし ※実務要件を満たせば受験可能	資格なし ※実務要件を満たせば受験可能	介護福祉士	資格なし ※ただし資格取得を目的としている
在留期間	最長5年 ※1 ※2	最長5年 ※1 ※2	永続的な就労可能	資格取得後は永続的な就労可能
日本語能力の目安	入国時の要件は N4 程度	入国時の要件は ・国際交流基金日本語基礎テスト または JLPT N4 ・介護技能評価試験 ・介護日本語評価試験合格	一部養成校の入学要件は N2 程度 ※3	大多数は就労開始時点で N3 程度 ※4
母国での介護や看護の資格や学習経験	外国において「同等業務従事経験」があること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること	定められていない ※入国前の試験等で技能水準を確認	定められていない ※介護福祉士養成校で専門知識や技能を習得	看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定
受入調整機関による支援の有無	あり 監理団体による受入調整	あり 登録支援機関によるサポート	なし	あり JICWELSによる受入調整
就労可能なサービス種別	訪問系サービスは不可	訪問系サービスは不可	制限なし	認知症グループホーム・通所介護 介護保険3施設・特定施設 通所リハ・認知症デイ ショートステイ ※介護福祉士の資格取得後は制限なし

※1 介護福祉士を取得すれば、在留資格「介護」を選択でき、永続的な就労が可能

※2 3年目まで修了した技能実習生は「特定技能1号」に必要な試験が免除される
(在留資格を「特定技能1号」に変更した場合、技能実習と特定技能をあわせて最長10年となる)

※3 「一部の養成校」とは、留学生の入学者選抜において、日本語能力試験 JLPT で N2 以上に合格、もしくは日本語試験で N2 相当以上と確認できることを要件としている介護福祉士養成校のことを指す

※4 インドネシア・フィリピンの入国時の要件は N5 程度だが、インドネシア人及びフィリピン人候補者の約 90% が、6 か月間の訪日後日本語研修終了までに N3 程度の日本語水準に到達 (平成 30 年度実績に基づく)

① 外国人介護士の雇用制度概要 (2/2)

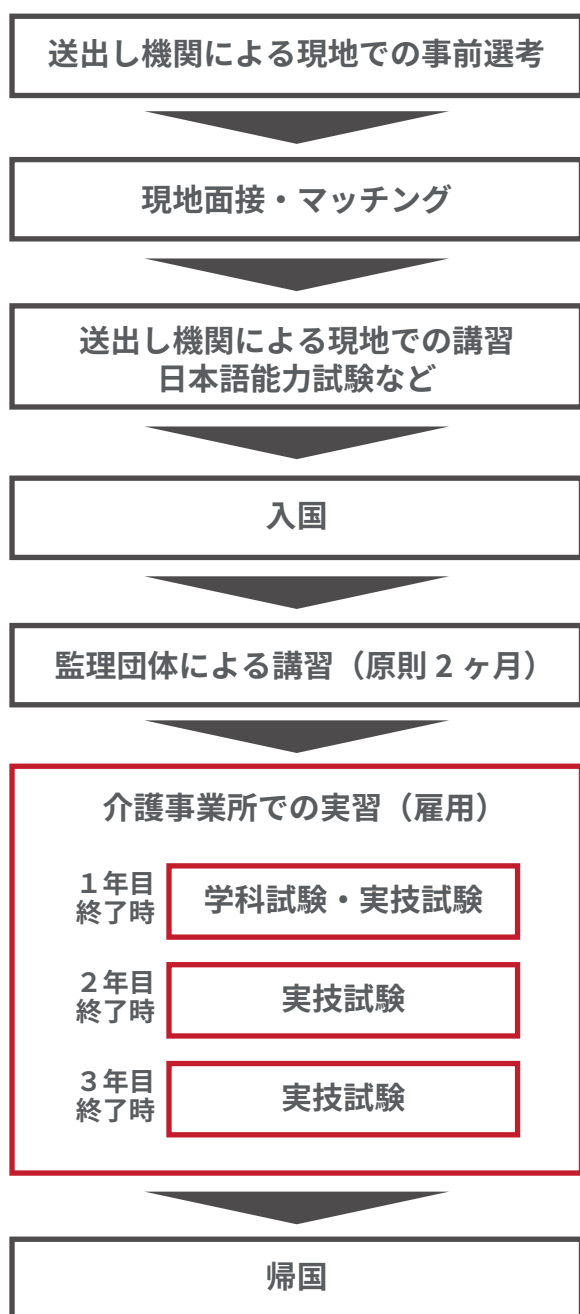
日本語能力試験目安 JLPT の N1~N5 の目安

日本語能力	目安
N1	<p>読む 新聞の論説、評論などやや複雑な文章や抽象度の高い文章を読んで、文章の構成や内容を理解することができる。</p> <p>聞く 自然なスピードの会話やニュース、講義などを聞いて詳細に理解することができる。</p>
N2	<p>読む 新聞や雑誌の記事、平易な評論などを読んで、話の流れや表現の意図を理解することができる。</p> <p>聞く 自然なスピードのまとまりのある会話やニュース、講義などを聞いて理解することができる。</p>
N3	<p>読む 日常的な話題について書かれた文章を読んで理解することができる。難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。</p> <p>聞く やや自然に近いスピードのまとまりのある会話やニュース、講義などを聞いてほぼ理解することができる。</p>
N4	<p>読む 基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を読んで理解することができる。</p> <p>聞く 日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。</p>
N5	<p>読む ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた典型的な語句や文章を読んで理解することができる。</p> <p>聞く 教室や身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面でゆっくり短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。</p>

② 技能実習制度を活用した雇用について

外国人技能実習制度は、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長で5年間）受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度です。入国直後1か月間の講習期間以外は、実習実施者との雇用関係の下、日本人労働者と同様に労働関係法令等が適用されます。

入国から帰国までの流れ



入国時は N4 程度が要件

入国時は日本語能力試験 N4 程度が要件ですが、1年後は N3 程度が要件となります。

1年後に N3 程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することができます。

1~2年ごとに試験実施

入国1年後の試験に合格すると追加で2年、3年後の試験に合格するとさらに2年、最長5年の実習を受けることができます。

その後は帰国し、母国で介護業務に従事します。ただし、技能実習期間中に介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更して日本で永続的に働くこともできます。

また、3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要な試験が免除されるため、在留資格を変更すれば、8年～10年日本で介護職員として在留できます。

監理団体による講習や調整の支援あり

受入れにあたっては、事業協同組合や商工会等の団体が監理団体として、技能実習生を受け入れて講習を行い、実習先となる事業所との調整を担います。

③ 技能実習制度における主な要件

介護技能実習生の主な要件

- 18歳以上であること
- 帰国後、修得した技能を必要とする業務に従事することが予定されていること
- 従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること
- 1号時（入国時）は日本語能力試験 N4 レベルに合格していること、2号時（2年目）に N3 レベルの能力をもっていること
- 技能実習を過去に行ったことがないこと

実習実施者の主な要件

技能実習生を受け入れる事業者のことを技能実習制度では「実習実施者」と呼びます。

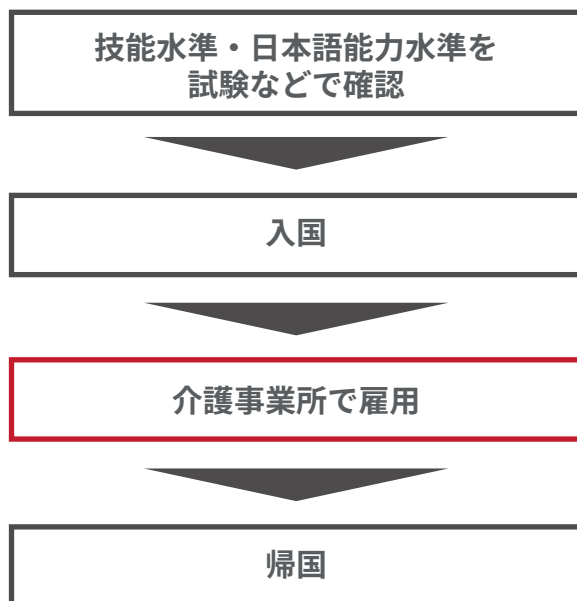
- 技能実習責任者を選任すること（常勤役員等権限のある方が好ましい）
- 技能実習生を受け入れる職種の技能を5年以上経験している人が技能実習指導員になること
- 介護の場合、技能実習指導員のうち1名以上は介護福祉士、看護師、初任者研修修了者のいずれかの資格を持っている方
- 介護職種における技能実習生の受入人数の上限を超えないこと
- 受け入れ可能施設であること

事業所の 常勤介護職員総数	【介護職種】技能実習生の人数			
	1号	全体（1号・2号）	優良な実習実施者	
			1号	全体（1号・2号・3号）
1人	1人	1人	1人	1人
2人	1人	2人	2人	2人
3～10人	1人	3人	2人	3～10人
11～20人	2人	6人	4人	11～20人
21～30人	3人	9人	6人	21～30人
31～40人	4人	12人	8人	31～40人
41～50人	5人	15人	10人	41～50人
51～71人	6人	18人	12人	51～71人
72～100人	6人	18人	12人	72人
101～119人	10人	30人	20人	101～119人
120～200人	10人	30人	20人	120人
201～300人	15人	45人	30人	180人
301人以上	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

④ 特定技能1号を持つ外国人の雇用について

特定技能は、2019年4月1日より新たに導入された、就労目的で外国人材を受け入れるための在留資格です。特定技能は「日本における人材不足の解消」を目的としていることから、一定の技能および日本語レベルを有した外国人を雇用できるメリットがあります。

入国から帰国までの流れ



雇用直後から人員基準に含まれる

特定技能1号での在留には、技能水準および日本語能力水準の試験に合格する必要があります。したがって、特定技能1号の外国人職員は専門人材として期待でき、雇用後すぐに人員配置基準に含めることができます。

技能実習2号修了者は試験免除

技能実習2号を満期で修了していれば、特定技能1号に必要な技能・日本語ともに能力があるとみなされるため試験が免除されます。現在技能実習中の実習生だけでなく、すでに帰国してしまった実習生も試験免除の対象となるため、技能実習から引き続き特定技能1号で雇い入れるほか、帰国した実習生も改めて特定技能として受け入れることが可能です。

最大5年間の雇用が可能

特定技能1号では5年の雇用となります。5年後は帰国ですが、介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更して、永続的に働くことができます。また、特定技能の前に技能実習として受け入れれば、最長10年の雇用が可能です。

※特定技能2号については、現状、介護職種は対象外のため移行することができません。



⑤ 特定技能外国人の基準

特定技能外国人の基準

- 18歳以上であること
- 健康状態が良好であること
- 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- 保証金の徴収等をされていないこと
- 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内容を十分に理解して機関との間で合意していること
- 送り出し国で遵守すべき手続きが定められている場合は、その手続きを経ていること
- 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- 介護の場合、技能実習指導員のうち1名以上は介護福祉士、看護師、初任者研修修了者のいずれかの資格を持っている方
- 分野に特有の基準に適合すること（分野所管省庁の定める告示で規定）

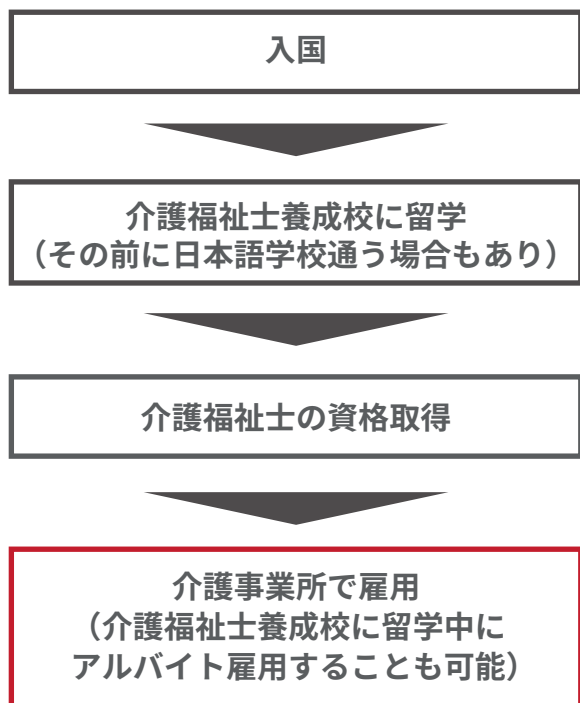
✓ 介護職種 分野別運用方針について

人材基準	技能試験	介護技能評価試験
	日本語試験	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験 N4 以上 ・介護日本語評価試験
その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） <small>※訪問系サービスは対象外</small>
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

⑥ 在留資格「介護」制度について

日本の介護福祉士養成校に通う留学生は、卒業して国家試験に合格し、介護福祉士の資格を取得すると、「介護」という在留資格で在留することができます。

受け入れの流れ



永続的な就労可能

在留資格「介護」の外国人は、介護福祉士資格を持っているため、専門人材として期待でき、雇用してすぐに人員配置基準に含めることができます。また、在留資格「介護」の在留期間は、本人が望む限り、繰り返し更新することが可能なため、永続的に働くことができます。

なお、介護福祉士養成校の規則にもよりますが、養成校に通学している時からアルバイトとして雇用することもできます。

養成校入学要件の目安は N2 レベル以上

介護福祉士養成校での留学生の入学者選抜について、日本語能力試験 N2 以上に合格、もしくは日本語教育機関で6か月以上教育を受け日本語試験で N2 相当以上と確認できること等が定められています。

実際の入学要件や受入状況は、学校によって異なります。

高い採用ハードル

大学を卒業しており、介護福祉士の国家資格および高い日本語能力を持ち、永続的な就労が可能な人材のため、激しい人材獲得競争により採用が困難なことがあります。

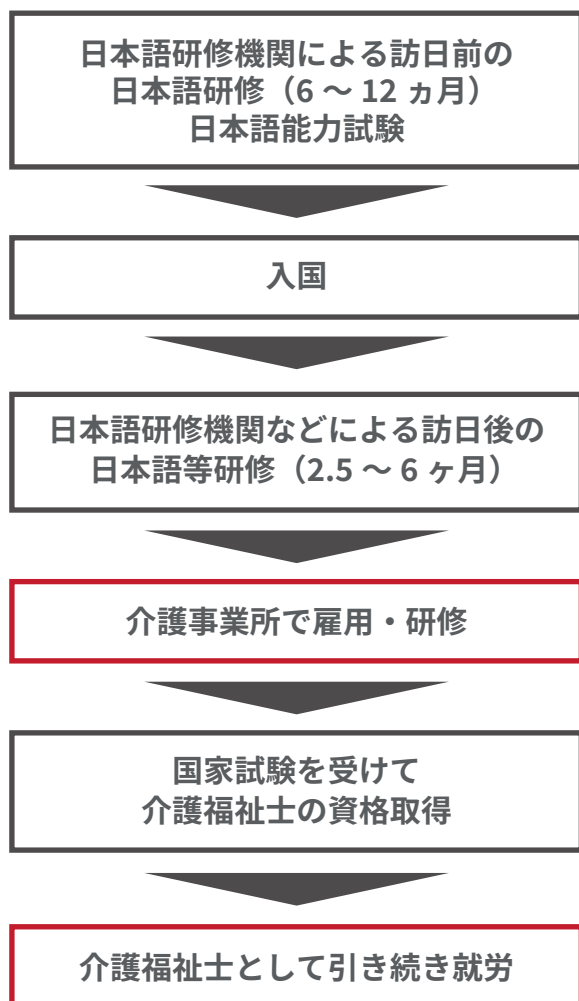
また、受け入れ調整機関がないため、事業者が自ら採用活動を行う必要があります。



⑦ EPA に基づく雇用制度について

EPA（経済連携協定）とは、日本と相手国の経済活動の連携強化を図るもので、インドネシア・フィリピン・ベトナムの3か国から人材を受け入れる制度です。

受け入れの流れ



高い採用ハードル

大学を卒業しており、介護・看護の知識や経験を有し、永続的な就労に繋がる人材のため、激しい人材獲得競争により採用が困難なことがあります。

学習経験・資格をもつ人を雇用できる

介護・看護の知識や経験に関して一定の要件を満たす外国人が、日本語研修を受けてから入国します。この日本語研修の前後で事業所とのマッチングが行われます。

日本語の入国要件は国によって異なる

日本語能力については、インドネシア・フィリピンは日本語能力試験 N5 レベル以上、ベトナムは N3 以上で入国することができます。

日本入国後はさらに日本語や介護の基礎に関する研修を受けた上で、事業所での雇用となります。なお、インドネシア人およびフィリピン人においても、約9割は就労開始時点で N3 レベル日本語水準に到達しています。（平成30年度実績に基づく）

資格取得後、永続的な就労が可能

入国してから4年目に介護福祉士の国家試験を受験し、合格すれば在留期間を更新しながら永続的に働くことができます。しかし、不合格の場合は帰国しなくてはなりません。

JICWELS によるマッチング支援あり

応募者と事業所のマッチングは、JICWELS（国際厚生事業団）が唯一の受け入れ調整機関です。受け入れ人数には上限があり、すべての事業所がマッチングするわけではないため注意が必要です。

⑧ 外国人介護士雇用制度の比較 (1/2)

技能実習		特定技能 1 号
日本から相手国への技能移転（国際貢献）	制度の目的	人手不足対応のための一定の専門性・技術を有する外国人の受け入れ
制限なし	送出し国	制限なし
1年目：「技能実習生 1 号」 2～3年目：「技能実習生 2 号」 4～5年目：「技能実習生 3 号」	在留資格	「特定技能 1 号」
「技能実習生 1 号」：最長 1 年 「技能実習生 2 号」：最長 2 年（技能実習評価試験の合格後 1 号から移行） 「技能実習生 3 号」：最長 2 年（技能実習評価試験の合格後 2 号から移行） 合計：最長 5 年（優良な監理団体及び実習実施者の場合）	在留期間	最長 5 年
家族（配偶者・子ども）の帯同は不可	家族の帯同	家族（配偶者・子ども）の帯同は不可
入国時： 日本語能力試験 N3 程度が望ましい水準 N4 程度が要件 入国から 1 年後（2 号移行時）： N3 程度が要件 ※1 年後に N3 程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技術習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き 3 年目まで在留することが可能	外国人介護職員に求められる日本語能力	入国前の試験等で下記の日本語能力水準を確認 ・ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力 ・介護現場で働く上で必要な日本語能力 ※技能実習 3 年を修了した者または介護福祉士養成施設を修了した者は、必要な日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除
団体監理型の場合： 外国において「同等業務従事経験」があること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること 企業単独型の場合： 受け入れる事業所と密接な関係のある外国の機関の事業所の職員であること	外国人介護職員に求められる介護等の知識・経験	入国前の試験等で下記の技能水準を確認 ・受け入れ業種で適切に働くために必要な水準 ※技能実習 3 年を修了した者または介護福祉士養成施設を修了した者は、必要な日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除
なし（任意） ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更可能	介護福祉士の国家試験の受験義務	なし（任意） ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更可能
団体監理型：各監理団体 企業単独型：各企業	受入調整機関等	登録支援機関によるサポート
訪問系サービス以外	勤務できるサービスの種類	訪問系サービス以外
雇用して 6 ヶ月経過するまでは含めることができない。 但し日本語能力試験 N2 以上の場合は、雇用してもすぐに配置基準に含められる。	配置基準に含められるまでの期間	雇用してすぐに配置基準に含められる ただし、6 か月間受け入れ施設におけるケアの安全性を確保するための体制が必要
条件付きで可能 ※技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。 また、夜勤業務を行うのは 2 年目以降に限定する等の努力義務をガイドラインに規定。	夜勤の可否	可能
可能 ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要と認められた場合に限る	同一法人内の異動の可否	可能
原則不可	介護職種での転職の可否	可能

⑧ 外国人介護士雇用制度の比較 (2/2)

在留資格「介護」		EPA（経済連携協定）
専門性・技術的分野への外国人労働者の受け入れ	制度の目的	介護福祉士の国家資格取得を目的とした受け入れ（国際連携強化）
制限なし	送出国	インドネシア、フィリピン、ベトナム
「介護」 ※ただし、介護福祉士の国家資格取得前（介護福祉士養成校に在学中）は、「留学」	在留資格	「特定活動」
制限なしで更新可能	在留期間	介護福祉士の国家資格取得前：原則4年 （一定の条件を満たせば5年） 介護福祉士の国家資格取得後：制限なしで更新可能
家族（配偶者・子ども）の帯同が可能	家族の帯同	家族（配偶者・子ども）の帯同が可能 ※介護福祉士の国家資格取得後
日本介護福祉士養成施設協会が定める「外国人留学生受け入れに関するガイドライン」における入学者選抜の留意点 日本語能力が次のいずれかに該当する者を選抜すること ・日本語能力試験でN2以上に合格した者 ・法務大臣により告示されている日本語教育機関で6か月以上教育を受け入学選抜のための日本語試験でN2相当以上と確認された者 ・日本留学試験の日本語科目で200点以上取得した者 ・BJT ビジネス日本語能力テストで400点以上取得した者	外国人介護職員に求められる日本語能力	◇インドネシア・フィリピン 現地で6か月研修後、日本語能力試験N5程度以上で入国、入国後6か月の研修を受けてから介護事業所で就労 ◇ベトナム 現地で12か月研修後、日本語能力試験N3以上の合格で入国、入国後2.5か月の研修を受けてから介護事業所で就労
—	外国人介護職員に求められる介護等の知識・経験	◇インドネシア 「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」または「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」 ◇フィリピン 「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」または「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」 ◇ベトナム 3年制または4年制の看護課程修了
・国家試験の受験が必須 ・平成29～33年度の介護福祉士養成校卒業者は卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験に合格すれば介護福祉士の資格を継続できる	介護福祉士の国家試験の受験義務	・国家試験の受験が必須 ・不合格でも一定点数以上を取得できていれば1年間に限り滞在延長後の再受験が特例として可能 ※帰国後も在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能 ・受け入れ機関となる事業所は、国家資格取得のための研修とその支援体制を整えることが必須
なし（介護事業所の自主的な活用活動）	受入調整機関等	JICWELS（公益社団法人国際厚生事業団）
制限なし	勤務できるサービスの種類	介護保険法に規定されているもののみ掲載 介護保険3施設・認知症グループホーム・特定施設・通所介護通所リハ・認知症デイ・ショートステイ ※介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系介護サービスも可能
雇用してすぐに配置基準に含められる	配置基準に含められるまでの期間	雇用して6ヶ月経過するまでは含めることができない。 ただし、日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してもすぐに配置基準に含められる。
可能	夜勤の可否	介護福祉士の国家資格取得前：雇用して6か月経過、もしくは日本語能力試験N1またはN2合格であれば可能 介護福祉士の国家資格取得後：可能
可能	同一法人内の異動の可否	介護福祉士の国家資格取得前：原則不可 介護福祉士の国家資格取得後：可能
可能	介護職種での転職の可否	介護福祉士の国家資格取得前：原則不可 介護福祉士の国家資格取得後：可能 （在留資格変更の許可が必要）

⑨ 外国人介護士の雇用における注意点

利用者の不安を招かないようにする

介護は対人サービスであるため、日本語によるコミュニケーションが必要不可欠です。外国人職員に対して利用者が不安を抱いてしまうことがないように、必要なレベルの日本語を習得してもらう必要があります。基礎的な専門用語のほか、利用者の訴えを理解するのに必要な擬態語・擬声語、他職員とのコミュニケーションに必要な介護現場特有の言葉等も覚えてもらいましょう。

宗教や文化の違いに配慮する

信仰している宗教によっては、食べられるものに制限がある場合や、お祈りの時間が必要な場合があります。日本人にはなじみのない文化や習慣を持っている場合もあります。それぞれの宗教や文化等をきちんと確認し、尊重するようにしましょう。

在留管理に配慮する

在留期間の更新手続き等、日本語が難しい部分もあるため、サポートをしましょう。在留期間更新等の手続き時に申請した内容から逸脱する就労（異なる業務や安易な施設異動等）はできないため、雇用主は注意が必要です。

職員への事前の丁寧な説明を心がける

外国人職員を雇用する際は、一緒に働き、教育を担う現場職員の理解を得ることがとても重要です。事業所としてどのような体制を整えるのか、現場職員に丁寧に説明してから採用活動を行いましょう。

生活面も含めた幅広い支援をする

外国人職員が働いていくためには、生活環境を整えることも重要です。住まいの確保や職場までの交通手段の確保など、日本人でないとわかりにくいこともあるため、生活面でのサポートをしましょう。

安い労働力と思わない

外国人職員に対して、日本人と同等の処遇をしましょう。最低賃金法の遵守は当然のこととして、日本人と同等の労働を行う場合の報酬と同等額以上の報酬水準としましょう。

① ミャンマーの基本情報

ミャンマーは、東南アジアインドシナ半島西部に位置する共和制国家です。南西はベンガル湾、南はアンダマン海に面し、南東はタイ、東はラオス、北東と北は中国、北西はインド、西はバングラディシュと国境を接する地に位置します。

2011年にテイン・セイン大統領率いる新政権の開始以降民政化が進み、2016年にはアウンサンスーチー氏が率いる国民民主連盟（NLD）が政権を獲得しました。しかし2021年2月に軍事クーデターが発生し、ミン・アウン・フライン国軍総司令官が全権を掌握すると宣言しました。

基本情報			
公式名称	ミャンマー連邦共和国	首都	ネーピードー／ネピドー
国土面積	約 68 万 km ² (日本の約 1.8 倍)	人口	5,797 万人 (2023 年時点)
人口増加率	0.8%前後 (2021 年時点)	1人あたりのGDP	1,292(米ドル、購買力平価) (2021 年)
言語	公用語はビルマ語	識字率	93.1%
日本との時差	−2 時間半	通貨	ミャンマーチャット (Kyat)
気候	熱帯気候 酷暑季：4月～5月上旬 雨季：5月中旬～10月上旬 乾季：10月下旬～3月	宗教	仏教 87.9%、キリスト教 6.2%、 イスラム教 4.3%
天然資源	木材や木材製品、銅、スズ、 タングステン、鉄、石油、 天然ガス、翡翠や宝石	主要作物	米、豆類、ゴマ、ゴム、 果物、野菜 等



② ミャンマー人介護士が注目される理由 (1/3)

① 日本で働きたい人がたくさんいる

ミャンマーには就職先がなく、日本に行けば就職先がある

20年ほど軍事政権の支配により鎖国状態だったミャンマーは、経済発展の遅れから、依然として農業国です。2021年の軍事クーデター発生により、欧米から経済制裁を受け、欧米企業や日系企業の撤退が相次いでおり、もはや大卒者であっても就職先がなかなかありません。

その一方で、日本は就職先が潤沢で、さらに技術は先進国の高度なものになるため、日本へ行けば就職ができるだけでなく、高度な技術を学べるメリットがあります。

日本ではミャンマーの30～50倍の月収を稼ぐことができる

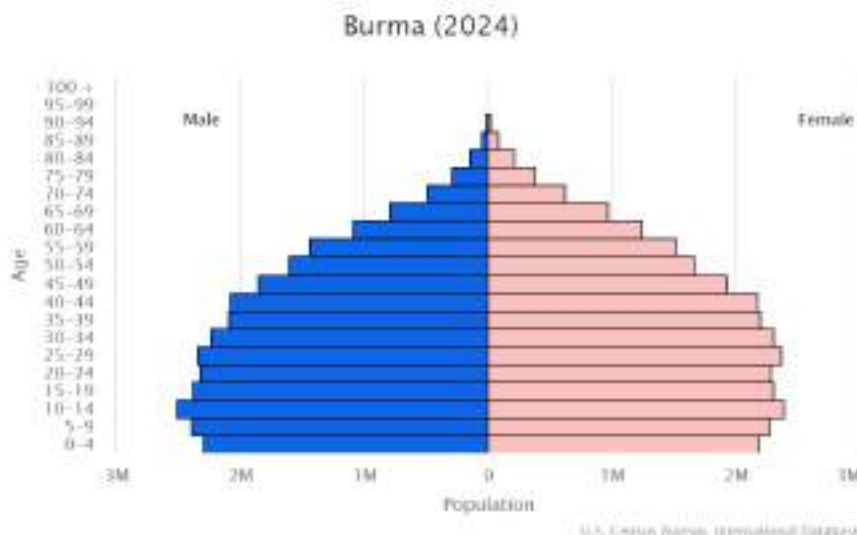
ミャンマー国民の約9割を占める人々は、最大都市のヤンゴンを除く地方に住んでいます。地方で働く人々は給料が非常に安く、日本円で月給5,000円程度という現状です。

2021年の軍事クーデター発生以降、ミャンマーの通貨が暴落し、貨幣価値が対米ドルで3分の1以下の水準に下落しました。国内に産業がほとんどなく、輸入品に頼るミャンマーは物価が急上昇し、クーデター以前の約3倍～5倍と物価が高騰しています。多くのミャンマー人が生活苦と貧困に苦しんでいます。

そのため、ミャンマーで生活することに希望をなくし、海外で働くことを希望する若者が急増しており、就労先として一番人気のある日本で働きたい若者が急増しています。

働き盛りの年代がたくさんいる

現在ミャンマーには、日本に働きに行ける適齢期の人々が約2000万人います。



② ミャンマー人介護士が注目される理由 (2/3)

② ミャンマー人の国民性

“現世で徳を積めば来世で報われる” という仏教の考え方

国民の9割が敬虔な仏教徒で、“現世で徳を積めば来世で報われる”という考え方を信じています。そのような人々が多いため、ミャンマーでは犯罪が少なく日本並みに治安が安定しています。

そして、ミャンマーの人々は、大変な仕事や人の役に立つ仕事をする＝徳を積むことができるという考えを持っている方が多いため、強い忍耐力と暖かい心をもって仕事に励む姿勢が染みついています。

日本人と近い価値観

ミャンマーの人々は心が純粋で、勤勉で真面目な性格の方が多く、また、年上を敬う文化があるため年功序列を意識する習慣があります。

謙譲の精神があり、身勝手な自己主張を避け、協調性のある方が多いため、日本人の価値観に合う国民性だと言えます。

また、初めてミャンマーを訪れた日本人には、ミャンマーの雰囲気や人々に対し「古き良き日本の風景」を思い起こす方が多く、そのことからミャンマーという国そのものが日本と似ているということがわかります。

親日国であり日本を信頼している

2019年に外務省が行った「ASEAN10か国における対日世論調査」によると、ミャンマーにとって「現在重要なパートナーの国」として、日本が最も多い82%の支持を得ました。これは2番目の中国67%、3番目の韓国54%を大きく上回る結果です。

2011年の民政移管後、日本の投資や存在感が増し、ミャンマーでは日本に興味を持つ人が急増しました。日本文化への関心の高まりや、自動車など日本ブランドへの強い信頼から、日本に対して好印象を抱く人が多く存在します。



② ミャンマー人介護士が注目される理由 (3/3)

③ 日本語習得のスピードが速い

日本語とミャンマー語（ビルマ語）は文法が似ている

日本語とミャンマー語（ビルマ語）は、語順がほぼ同じです。一般の外国語はSVOの語順<主語 (Subject) - 動詞 (Verb) - 目的語 (Object)>ですが、日本語とミャンマー語はSOVの語順です。また日本語とミャンマー語は両者ともに助詞を使います。

そのため、日本語習得のためには単語を覚えるだけでよいから、ミャンマー人の方は英語や中国語の習得よりも日本語の習得の方が簡単と感じます。

日本語の発音が上手にできる

ミャンマー語は280音で構成されており、その中には日本語の50音と似ている発音も多数あります。

そのため、ミャンマー人の方は日本語の発音も難なく習得ができる傾向があり、ミャンマー人の方が話す日本語は他国の人材と比較して、とても聞き取りやすいとされています。日本語が上手に話せることは、職場内でのコミュニケーションに必要な不可欠のため、日本で働く人材としてはミャンマーの方が適していると言えます。



④ 世界で唯一「介護職が人気がある国」、しかも介護職に向いている国民性

ミャンマーの仏教では「徳を積むことが良い」とされ、体の不自由な高齢者を助ける仕事である介護職は「尊い仕事」として希望者がとても多いです。日本を含め世界中で介護職が不人気な中、世界で唯一「介護職が人気がある国」としてとても貴重な国です。

また、高齢者と同居することが当たり前の生活環境の中で、お世話をするのが自然で、お年寄りに慣れており（お年寄りをよく知っており）、お年寄りが好きな人が多いことも介護職が人気がある理由です。

またミャンマー人は、優しく控えめな国民性で、笑顔が素敵、自然な笑顔、自然な振る舞いで、大好きなお年寄りを心からケアしてくれるので、日本の介護現場でもとても評判です。

① ミャンマー・ユニティが選ばれる理由

① 豊富な求職者・透明性のある募集体制

- ブローカーを一切使わず透明性のある募集を実施
- ミャンマー全土の提携日本語学校より日本で働きたい求職者が紹介される
- 日本語無料オンライン教育によりミャンマー全土から日本で働きたい求職者を募集
- 日本就労候補者に対し手数料以外の費用は徴収せず負担に配慮した費用体系

② 世界最高レベルの教育体制

技能実習

- ミャンマー・ユニティ運営の日本語学校および介護学校を完備
- 介護職種は 1400 時間の日本語学習で N3 レベルの日本語習得を目指す
- 介護教育は日本人介護福祉士が日本式の介護実技を教育
- 日本での働き方についての指導および全寮制により生活ルールの指導を実施

特定技能

- ポータルサイト『MJ Space』にて日本語 e ラーニング動画無料配信
- ミャンマー人求職者はスマートフォンによりいつでもどこでも無料で学習が可能
- 日本語教育コンテンツは N5 ～ N2 レベルまでを網羅
- 介護技能評価試験・介護日本語評価試験教育も無料で実施

③ 優れた人材から面接選抜可能

技能実習

- 面接前に事前講習を行いミャンマー・ユニティによる第一次選考を実施
- 受け入れ企業様は第一次選考をクリアした優れた人材から面接選抜可能

特定技能

- 日本語評価試験・介護技能評価試験・介護日本語評価試験すべてを合格した特定技能資格者を面接選考できます。
- 日本語評価試験を合格し、介護技能評価試験・介護日本語評価試験を勉強中の方も面接選考できます。



② 面接候補者のスクリーニング (技能実習の場合)

ミャンマー・ユニティでは、技能実習・特定技能それぞれの面接候補者に対し、制度の基礎知識および面接マナーや日本での生活ルールについて事前講義を行います。そこでの習熟度や受講態度を第一次選考としてチェックし、合格した者のみを受け入れ企業様の面接に参加させています。

ミャンマー・ユニティが面接前の人材育成から行うことで、面接候補者ひとりひとりを理解し、責任をもって良い人材を受け入れ企業様に面接していただける環境を整えています。これにより、受け入れ企業様は優れた人材の中から面接選抜を可能としています。



※技能実習候補者は以下どちらかのコースで事前講習を実施

1 週間コース

現地の提携学校などで日本語学習経験のある候補者

1 か月コース

日本語を初めて学習する候補者 (日本語学習時間をプラス)

事前講義の主な内容

基礎知識

制度についての基本的な知識を学びます。何のために日本へ行くのか等、制度について理解することで正しく行う心構えができます。



面接マナー講習

正しいお辞儀のやり方や相手の目を見て話すなど、面接前に日本の礼儀作法を身に着けます。技能実習生には日本語での自己紹介や挨拶の講習も行います。



日本での生活

日本で気をつけること・健康管理・ゴミの処理・食生活・貴重品の管理・交通安全・自転車の規則など、日本で生活するにあたり必要なルールを学びます。



日本事情の知識

四季・時間の概念・挨拶の意味・報連相・掃除・日本の産業現場・食べ物・名所についてなど、日本という国についての基礎知識を学びます。



身体検査

【技能実習】体力強化メニュー実施
男性：腕立伏せ 30回・スクワット 100回
女性：腕立伏せ 10回・スクワット 30回
【特定技能】健康状態・身体検査
健康診断結果の確認、身体の基本的な動作に異常がないか、タトゥーの有無などを確認



雇用条件書の知識

思っていた仕事内容・条件と違った等のミスマッチを防ぐため、面接を受ける際、受け入れ企業様から提示される雇用条件書の読み方や給与計算の方法を学びます。



各種能力テスト

ミャンマー・ユニティでは、以下の能力テストを実施しています。これらの能力テストを実施することで、計算能力や集中力・手先の器用さなど、言語だけでなく知能の水準を数値で見ることができます。選考における参考データとして受け入れ企業様にご提示しています。

キャッセル CFIT 知能検査

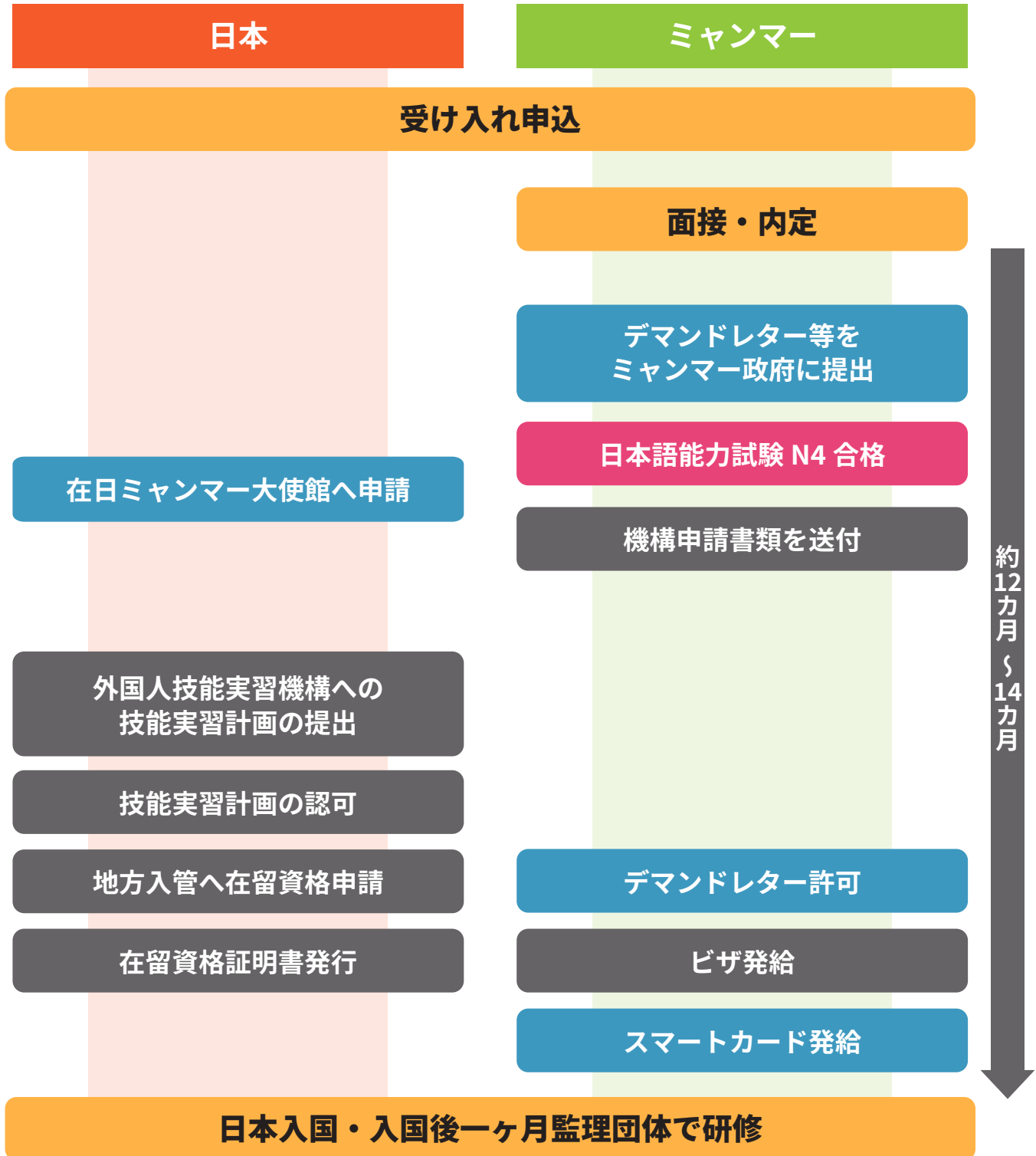
クレペリン検査

四則演算

シール貼り検査

③ 介護技能実習生受け入れの流れ

ミャンマー・ユニティから介護技能実習生を受け入れる場合の流れは以下となります。



ミャンマー・ユニティによる技能実習生の入国前教育

日本語・マナー・日本の習慣等の教育を『UJLAC 日本語学校』にて実施しています。
また、介護職種は『UKWTC 介護学校』にて介護実技等の教育を行っています。

④ UJLAC 日本語学校による日本語教育 (技能実習の場合)

『UJLAC 日本語学校』は「企業面接に合格した実習生のみを対象」として開講しています。日本語学習時間をしっかりと確保し、日本人講師によるネイティブな日本語の発音および表現方法を学ぶことで「生きた日本語の習得」を目的としています。

また、日本語のみならず、日本の文化・風習を学び、日本での生活に必要なマナーを習得することで、日本での生活に対応する準備ができる講義内容となっています。

日本人講師によるネイティブな日本語の発音・表現方法を学ぶ

生きた日本語の習得

日本の文化・風習を学び、日本での生活に必要なマナーを習得

日本での生活に対応する準備

独自の教育プログラム【世界最高レベルの教育体制】

- 日本人教師による会話力を重点に置いた指導
- さまざまな試験の実施によるモチベーションの維持
- 日本の生活習慣・文化の指導、5Sの徹底指導
- 授業後の整理・整頓・清掃の指導
- 日本の環境を意識した学習空間
- 1クラス最大15人の少人数制度

一般職種の日本語学習

700 時間

の日本語学習

N4 レベル

の日本語習得を目指す

介護職種の日本語学習

1400 時間

の日本語学習

N3 レベル

の日本語習得を目指す

教育における取り組み・事前対策

実習生の心得を指導	テーマ作文の作成	性教育	給与計算試験
日本での目標設定	健康診断	妊娠検査	仕事のミスマッチ防止
保護者へのサポート および協力関係構築	失踪対策 ディスカッション	帰国後の就職先の紹介	将来ビジョン 設計サポート
政府実施の講習に参加	仕事現場・生活の理解	失踪・難民申請の 実情の理解	

⑤ UKWTC 介護学校による介護実技教育 (技能実習の場合)

『UKWTC 介護学校』は「介護事業者面接に合格した実習生のみを対象」として開講しています。介護教育カリキュラムでは、日本式の介護知識および技術を学び、日本の介護現場で通用する人材の育成を行っています。

介護実技の教育は、介護初任者研修や介護福祉士実務者研修で教鞭を執る日本人介護福祉士が監修し、日本の介護現場に適した実技指導を実施しています。



日本の初任者研修の内容をミャンマーの文化・習慣に合わせアレンジ

オリジナル教育カリキュラム

介護の専門用語習得と高齢者とのコミュニケーションを意識した

日本語教育

介護福祉士の資格を取得している日本人講師のご紹介



ミャンマー・ユニティ「UKWTC 介護学校」講師 奥野 麻有子

1997年に東北福祉大学卒業後、2011年に介護福祉士を取得。

訪問介護・特別養護老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設などを経て、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修養成学校にて講師として勤務。その後、ミャンマー・ユニティ設立当初から介護教育講師としてミャンマーに赴任。日本の介護現場を意識した座学・実技教育を行っており、現在までに累計142名の介護技能実習生を日本へ送り出している。

<奥野先生からのコメント>

私はもともと発展途上国の支援をしたいという想いがあり、介護ならば自分が役にたてると思いこの仕事を始めました。教育していく中で、ミャンマー人が今まで受けてきた教育が日本のものと異なると感じることはありますが、一生懸命で素直な人が多いので、しっかりとした教育を行えば、日本の介護現場で即戦力かつ心の通った介護士になる人材が育つと確信しています。実際に日本の介護現場で働く技能実習生から、「ミャンマーでの勉強は大変だったが、そのお陰で今日本でスムーズに働くことができている。」といった声や、「介護の仕事は楽しい」「介護の仕事が好きだ」といった声をもらうことが多くあり、彼女たちや日本の介護現場の役に立てたと思うととても嬉しいです。

彼女たちの人生に介護という技術を与え、少しでも選択肢の多い人生を歩んでほしいと考えています。

⑥ 介護技能実習 教育カリキュラム (1/2)

日本出国前に、1ヶ月(24日・168時間)集中講義。介護の技能実習制度における前職要件を満たします。

介護教育カリキュラム

① はじめに 心構え、日本の高齢者施設について、高齢者体験、サービスの種類

8 h (座学・体験学習)

- 介護職員の仕事内容や介護職員として大切なことの説明(施設の1日の流れ、勤務体系、信頼関係、時間を守る、報連相、多職種連携、身だしなみ)を行う。
- 高齢者の体はどのような状態なのか、重りやアイマスク、耳栓などを用いて見えにくい、聞こえにくい、指が曲がりにくい、足が上がらない等の高齢者体験をすることで高齢者について理解を深める。
- 居宅、通所、短期入所、施設サービスについて内容を知り、様々なサービスがあることを学ぶ。



② 尊厳の保持、自立支援、介護保険、QOL、ADL、介護予防、廃用症候群、褥瘡

8 h (座学)

- 利用者が自分らしく、尊厳ある暮らしができるよう、利用者主体の考え方を身に付け、自立支援、尊厳の保持、介護予防の意味を理解させる。
- プライバシーの保護、秘密保持、ICFの考え方の説明を行い理解させる。
- 介護保険制度の説明、その他日本にある様々な保険制度についても紹介する。

③ 老化の理解、疾病の理解、身体のしくみ

8 h (座学)

- 人はどのように老化していくのか、老化によって体や心はどのように変化するのか理解する。身体のしくみ(内臓等)を知り、高齢者に多い病気について学ぶ。また前兆に気付くことで早期発見に繋げる。

④ 虐待、感染症、バイタルチェック、医行為、終末期ケア

8 h (座学)

- 虐待(身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、経済的虐待、身体拘束)について説明し、虐待をする人の心理、なぜ虐待が起こるのかを理解する。虐待の予防や虐待されている人が出すサインについても説明を行い、見つけたら報告することについても伝える。
- 施設で多い感染症について(インフルエンザ、ノロウイルス)について予防と対策を説明、A型肝炎、B型肝炎、HIV、白癬、疥癬等の感染症についても理解を深める。手洗い、うがい、マスク、使い捨て手袋の説明を行い、使い方やうがい、手洗いの練習も行う。
- バイタルチェック、介護職員ができる医行為について映像を見せながら説明する。



⑤ 認知症、障害、ノーマライゼーション、障害受容

10 h (座学)

- 認知症とは何か、脳の機能(前頭葉・側頭葉・頭頂葉・後頭葉の働き)、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症の症状の理解、中核症状・BPSD、BPSDがある人の心理・対応を事例を出してグループワークを行う、認知症の人のビデオを見ながら認知症の人の気持ちを理解できるように説明を行う。
- 身体障害(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・重複障害)、精神障害、知的障害について理解し、それぞれのコミュニケーション法を学ぶ。
- 障害受容の5段階について理解する。

⑥ コミュニケーション、受容・共感・傾聴、事故報告書、ヒヤリハット、事故予防

8 h (座学)

- パーバルコミュニケーション、ノンバーバルコミュニケーション、SOLE Rを説明、お互いに良い例、悪い例を試し、相手に与える影響を考えさせる。
- 受容、共感、傾聴について事例を出しながらわかりやすく説明する。
- 記録や報告書について書き方やどのような場面で必要になるか例を出して説明する。
- 事故はどのような場所でどのような時に起こりやすいか、予防と対策を説明し、グループワークを行う。

⑥ 介護技能実習 教育カリキュラム (2/2)

7 ボディメカニクス、ベッドメイキング、体位交換

17h(座学3h・実技14h)

- ボディメカニクスの8原則を通して人間の体の動きを理解し、自らの体を守る方法も理解する。
- シーツ交換、ベッドメイキングを行う際の注意点（コーナー三角と四角の意味、手の平で入れない、膝をつかない、新しいシーツを手の平で触らない）を説明。
- 体位交換、上方移動、水平移動の仕方を学ぶ。
- 人が立ち上がる時はどのように立つのか、立ちやすい足の位置、姿勢、支え方を学ぶ。



8 移乗

17h(座学3h・実技14h)

- 一部介助、全介助の移乗の仕方の練習を行う。
ベッド→車いす、車いす→ベッド、ポータブルトイレ

9 移動

14h(座学3h・実技11h)

- 車椅子移動の注意点（手や腕が中に入っているか、足の位置等を確認する）を説明し、平地、段差、坂道の練習を行う。
杖歩行においては、2点歩行、3点歩行、階段の練習を行う。
白杖歩行（手引き歩行）は挨拶、基本動作から階段、段差、狭い道、Uターン、溝の越え方の練習を行う。

10 排泄

17h(座学3h・実技14h)

- 羞恥心に配慮すること、排泄物のチェックと報告について、用具の説明（尿器、差し込み便器、ポータブルトイレ、テープ止めおむつ、パッド、リハビリパンツ）、陰部洗浄、使い捨て手袋の説明、トイレ・ポータブルトイレ介助とおむつ交換の練習を行う。

11 整容

12h(座学3h・実技9h)

- 衣服の着脱（座位、仰臥位で前開き、丸首、ズボン）の練習。
パジャマ上下、かぶり上下→座位、仰臥位 ゆかた→仰臥位
- 洗顔、ひげそり、つめきり、口腔ケアについて学ぶ。口腔ケアは実際にスポンジやガーゼ、ガーグルベースを使用し、練習する。

12 食事

10h(座学3h・実技7h)

- 食事の意義、飲み込みについて、注意点（姿勢、食事の種類、誤嚥、窒息、準備、福祉用具、配膳）について理解する。
- 実際に介護食と味噌汁の食事介助を行う。とろみ体験も行う。服薬介助についての説明も行う。

13 入浴

13h(座学3h・実技10h)

- 入浴の意義と効果について説明し、羞恥心の配慮、事故の多い入浴介助について注意を促す。湯船に浸かる習慣の無いミャンマー人が理解しやすいよう、温度について（何度か適温なのか湯に手をつけて確認）、シャワーのかけ方、麻痺がある方の入浴介助、体や頭の洗い方、道具の説明、ヒートショック、ドライヤーの当て方、水分補給について指導。
洗髪、手浴、足浴については実際に湯を使って生徒同士で練習を行う。

14 修了テスト

6h(実際の介護現場を想定してのテスト)

- 以下のような場面別テストを行う。
- 例1 寝ている利用者を起こし、車椅子に移乗し、食堂に誘導する
 - 例2 左麻痺のある利用者の食事介助を行い、食後トイレに誘導する
 - 例3 視覚障害のある利用者の歩行介助を行う

8 苦手分野の復習、補習、レクリエーション等

12h

- 苦手分野の補習、日本の歌や踊り、習字、折り紙、日本の季節イベントについて知る、日本地図を知る等
※全行程合計 168 時間

7 訪問介護向け教育

訪問介護向け教育

ミャンマー・ユニティは、2024年5月よりミャンマーで訪問介護教育を開始しました。

この度、厚生労働省は技能実習生・特定技能外国人が訪問介護・サ高住（サービス付き高齢者住宅）での就労を認める方針を発表いたしました。

2017年に技能実習制度が介護職種に適用されて以来、訪問介護・サ高住では技能実習生の雇用が許されていませんでした。今回の訪問介護・サ高住への解禁は、まさに7年越しの業界の悲願成就と言えると思います。

技能実習の訪問介護教育

- 介護教育：188時間
- 日本語教育：1400時間
(不足する場合は別コースを設定)

特定技能の訪問介護教育

- 介護教育：188時間
- 日本語教育：ご希望により875時間の別コース有

ご利用者様のご自宅で1人で仕事することを想定し、通常の168時間の介護授業に20時間をプラス

プラス20時間の内容

- 応用編単語の習得
- 基礎内容の復習
- グループワーク、事例検討
- 日本の文化習慣の理解
- 日本語会話能力の強化

強化する科目

- 生活と家事
- 快適な住環境整備
- 事故予防
- コミュニケーション

⑧ 介護福祉士受験対策講座

介護福祉士受験対策講座

ミャンマー・ユニティは、介護福祉士試験対策講座を開講いたします。

開講の目的・理由

● 少子高齢化進行による介護人材不足

少子高齢化が進行する日本では、要介護者増加により介護需要は拡大の一途をたどっております。一方で生産年齢人口の急減により働き手が減少し、介護職員の採用は日に日に難しくなっております。また2025年には、団塊の世代が全員75歳以上になり、一気に要介護者が急増するいわゆる「2025年問題」が目前に迫っております。

特定技能2号が介護職だけは認められていない

特定技能1号での外国人の就労は5年しか認められておらず、5年を超えて働くには特定技能2号の資格取得が必要です。しかし日本政府は特定技能許可12職種の中で、介護職だけは特定技能2号を認めていません。介護職だけは外国人にとって超難関である「介護福祉士」試験合格者にのみ、5年を超えて働く許可を与えています。外国人が日本で5年を超えて働くことはあまりにも難しく、ほぼ扉を閉ざしているといっても過言ではありません。

そこでミャンマー・ユニティは介護福祉士試験対策講座を開講

そこでミャンマー・ユニティは、日本で技能実習・特定技能で介護職として働く外国人を対象に、介護福祉士試験対策講座を開講します。

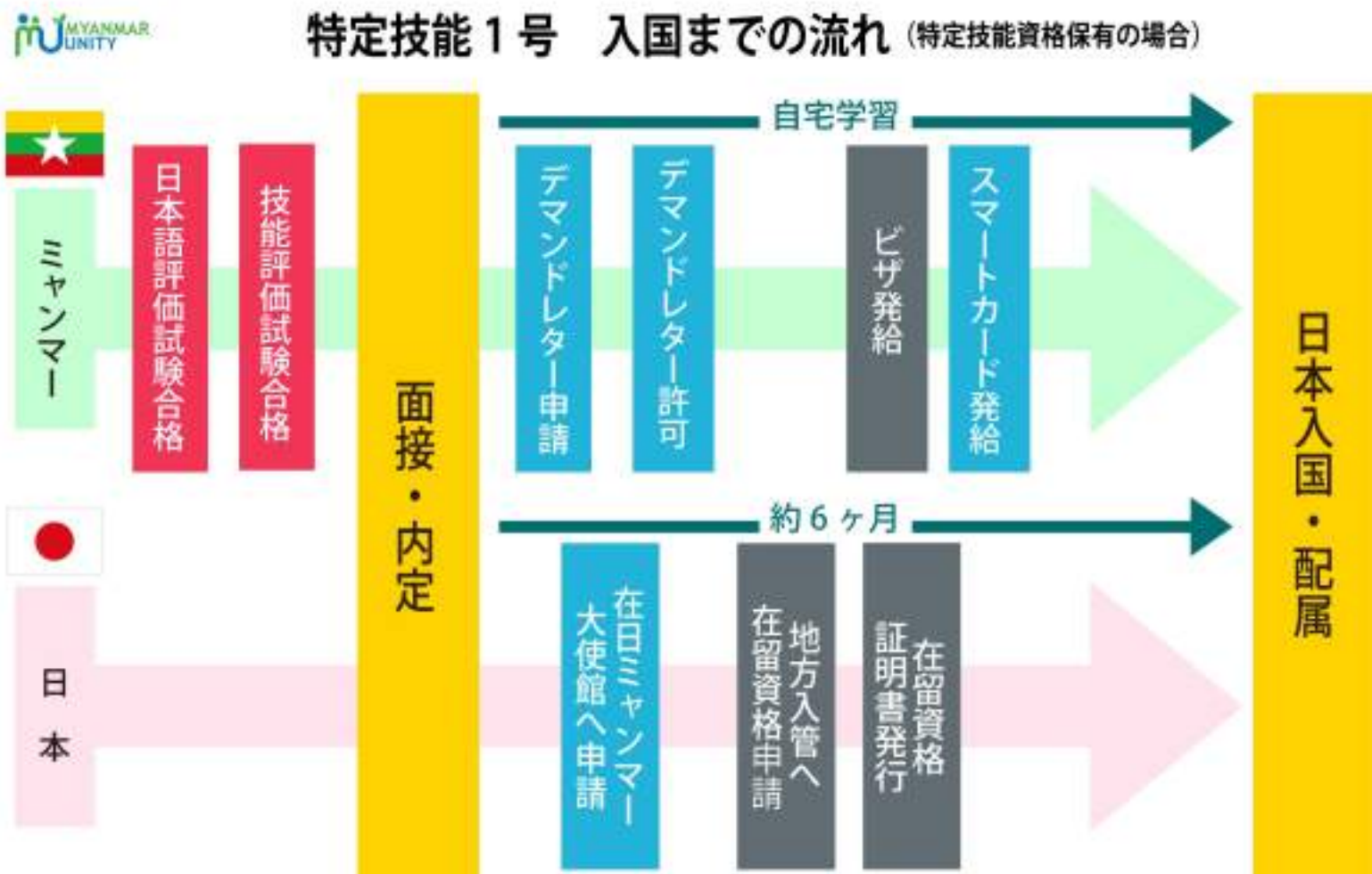
この講座は受講資格を満たす外国人なら誰でも参加可能です。

介護職として日本で長く働きたい外国人に、ミャンマー・ユニティはその道をより多く与えていきたいと願っております。

概 要	日本の施設で働く外国人が一人でも多く介護福祉士試験に合格できるよう、日本語とミャンマー語で試験対策を行う
内 容	過去問と一緒に解きながら、解説を行う
講 師	日本人介護教師、ミャンマー人介護教師
1クラスの受講人数	10名まで
授 業 形 式	オンライン
受 講 資 格	介護実務経験2年以上、日本語レベルN2以上。国籍問わず
1回の授業時間	2時間
期 間	1コース 3カ月 全10回
コ ー ス	水曜日コース、土曜日コース、日曜日コース
受 講 料	1コース 25,000円

⑨ 特定技能1号受け入れの流れ

ミャンマー・ユニティから特定技能1号人材を受け入れる場合の流れ「特定技能資格保有者の場合」をご紹介します。



日本

1. ミャンマー・ユニティと契約締結している有料職業紹介会社と契約していただきます
2. 求人票をご提示いただきます
3. 内定、雇用契約締結
4. 出国、入国手続開始
 - ・在日ミャンマー大使館へ申請
 - ・地方入管へ在留資格申請
 - ・在留資格証明書発行
5. 入国、配属

ミャンマー

1. 日本語評価試験合格
2. 技能評価試験合格
3. 面接・内定
4. デマンドレター申請
5. デマンドレター許可
6. ビザ発給
7. スマートカード発給
8. 日本入国・配属

⑩ ミャンマー・ユニティ活動紹介動画

ミャンマー・ユニティの介護教育から介護技能実習生の実際の就業の様子などを動画でご紹介しております。
その他、ミャンマー・ユニティでのこれまでの活動やミャンマーの文化や暮らしを紹介する動画などを公式サイトで公開しておりますので、ぜひご覧ください。

介護事業者様必見！おすすめ動画



【教育現場レポート】ミャンマー・ユニティの介護技能実習生



ミャンマー・ユニティの介護教育 (技能実習生向け)



【就業レポート】介護技能実習生が介護現場で働いている様子



ミャンマー人介護技能実習生見学会
【介護技能実習生への質疑応答】



ミャンマー人介護技能実習生見学会
【職員への質疑応答】



日本語の勉強はどのように行っているの？
介護技能実習生にインタビュー！



世界で唯一「介護職が人気がある国、ミャンマー」からどのようにすれば優秀な介護士が採用できるのか解説いたします！

過去のセミナーはこちらから視聴可能！▶▶▶



①厚生労働省が行う外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業について

厚生労働省が行う外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業について

日本では少子高齢化に伴い介護需要が増加していますが、生産年齢人口の減少により介護職員の確保が困難になっています。特に2025年には団塊の世代が75歳以上となり、要介護者が急増する「2025年問題」が懸念されています。外国人労働者に関しては、特定技能1号の資格で5年間の就労が認められていますが、それ以上働くためには特定技能2号の資格が必要です。しかし、介護職だけは日本政府が特定技能2号を認めていないため、外国人が5年以上働くためには非常に難易度の高い「介護福祉士」試験に合格する必要があります。そこで、厚生労働省は外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業を実施しています。

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等の奨学金等を給付する場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する成果を上げている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを更に支援することが必要となっている。
- このため、こうした介護人材の確保等に積極的に取り組む受入介護施設等について、その公費補助の割合を1/3から1/2に引き上げることで、受入介護施設等による奨学金給付の充実を通じて、留学生の就学期間中のより一層の支援を図る。

2 事業のスキーム・実施主体等



3 事業実績

- 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

② 「介護福祉士養成」のための奨学金プログラム プログラムの成功例

【「介護福祉士養成」のための奨学金プログラムの成功例】

前述の通り、外国人介護福祉士の採用には大きなハードルがあります。

そこで、介護事業者が確実に外国人介護福祉士を確保できる「介護福祉士養成のための奨学金プログラム」の成功例をご紹介します。

● 期待できる成果

介護福祉士不足が対策できること
望む人数の外国人介護福祉士が確保できること
奨学金提供した外国人介護福祉士に5年以上勤続していただけること

● 奨学金プログラムの内容

介護福祉士を養成する専門学校での2年間の学費を介護事業者が奨学金支給
(一部は前述の公費補助にてまかないます)
奨学金は当プログラムを利用した外国人介護福祉士に返済義務を課すものの5年間勤続により返済義務を免除します

● 介護福祉士養成奨学生とは

日本語能力試験（JLPT）N2以上の方が介護福祉士養成奨学生として留学できます
学費は奨学金で全額まかないます
(学費本人負担がないため、とても魅力的なプログラムになります)
本人には経費支弁能力が求められます（ミャンマーでは通常4,000万チャット）
養成校在学中の2年間は、勉学に励むとともに、奨学金を提供した介護事業者において週28時間以内のアルバイトができます（生活費はアルバイト収入でまかなうことができます）
介護事業者には学生寮をご提供いたします（費用負担は別途ご相談）

<令和7年4月入学、令和9年3月卒業の場合>

養成校卒業で介護福祉士資格が得られ、晴れて奨学金を提供した介護事業者において介護福祉士として勤務できるようになります

<令和9年4月以降卒業の場合>

養成校卒業後、介護福祉士試験に合格して介護福祉士資格を取得できれば、晴れて奨学金を提供した介護事業者において介護福祉士として勤務できるようになります

● 介護福祉士養成施設一覧

<https://www.mhlw.go.jp/general/shitei/dl/no30.pdf>

※詳しくはお問い合わせください

介護職種ミャンマー人材受け入れガイドブック

ミャンマー・ユニティ
ホームページはこちら



ミャンマー・ユニティへの
お問い合わせはこちら



お電話でのお問い合わせ

03-5809-2216

【営業時間】 平日 9:00-12:00/13:00-17:30